

確認印

案件名称

令和7年度 多頭飼育崩壊防止を目的とした  
飼い猫の不妊・去勢手術業務委託(単価契  
約)

## 仕様書

大阪市健康局健康推進部生活衛生課

1. 業務名称 令和7年度 多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術業務委託（単価契約）

2. 履行場所 受注者方

3. 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務目的

本業務は、飼い猫の多頭飼育崩壊を未然に防止するため、猫の所有者で一定の要件を満たす者の飼い猫への不妊・去勢手術費用を発注者が負担することで、多頭飼育崩壊に伴う生活環境被害や近隣トラブルなどの問題解決を図ることを目的とする。

5. 業務内容

ア 手術対象猫の搬送及び受け取り

発注者は手術実施予定日等について受注者と調整し、搬送用ケージにて手術対象猫を手術実施予定の受注者に搬送する。この際、発注者は「手術申込書」、「認定書」及び「搬送時間問診票」を受注者に手渡す。

イ 術前検査

(ア) 受注者は、手術対象猫（メス・オス）に対し、手術前に問診及び血液検査等による「術前検査」を必ず実施すること。

(イ) 血液検査の項目については、血球検査及び血液生化学検査（血漿タンパク・血糖値・腎臓機能・肝臓機能）を必須項目とし、それ以外の項目については受注者が判断する任意項目とする。

(ウ) (ア)により不妊・去勢手術を実施不可と診断した場合は、手術不適としてウ～オを実施しない。

ウ 術前準備

イにより手術実施が適切と判断した場合、受注者は、手術対象猫（メス・オス）に対し、麻酔及び毛刈り等による「術前準備」を実施するとともに、メス猫については開腹手術を実施した跡がないことを十分に確認し、開腹手術を実施した跡がある場合は、手術不適としてエ～オを実施しない。

エ 開腹

メス猫についてはウによる確認の後「開腹」を実施すること。

オ 不妊・去勢手術の実施方法

受注者は次の方法で手術を実施しなければならない。

(ア) 受注者は、手術対象猫が次の条件に適合することを確認し、その結果、手術実施が適切と判断した場合にのみ不妊・去勢手術を実施する。

ア) イにより不妊・去勢手術の実施が可能と診断されたこと

イ) ウ又はエにより不妊・去勢手術未手術であると確認されたこと

(イ) 術前検査から不妊・去勢手術までを同日のうちに実施する。

(ウ) 手術は全身麻酔下で実施し、メス猫には卵巣子宮全摘出術を、オス猫には精巣全摘出術を実施する。

(エ) 皮膚の縫合は吸収糸を使用し、埋没縫合により行う。

(オ) 感染防止のため、抗生物質投与等の措置を行う。

(カ) (ア)の条件に適合しない猫の取扱いについては次のとおりとする。

ア) 受注者は手術不適と判断した猫については、様式第1号「手術不適理由書」とともに、発注者に引き渡す。

- イ) 受注者は様式第1号「手術不適理由書」の写し及び当該猫の認定書を発注者へ送付する。
- (キ) 手術実施猫に手術を原因とする健康不良が発生した場合であって、診察又は処置を要する場合は、原則、発注者が当該手術を実施した受注者と調整のうえ対応する。

カ 手術対象猫の管理及び受け渡し

受注者は、ウ～オの実施の有無に関わらず、手術対象猫を1泊入院させ、発注者は手術実施予定日の翌日に受注者の病院で当該猫を受け取る。

キ 実績報告

受注者は、原則翌月10日までに様式第2号「多頭飼育防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術の実施事業月間実績報告書」及び当該手術に係る診療簿の写し、血液検査結果データを発注者に提出する。但し、3月については3月31日までに提出すること。

また、「5 業務内容」ウ～エを実施した時点で手術対象猫が手術不適または手術実施済であると判断し、不妊・去勢手術に至らなかった場合は、診療簿にその旨及び理由を記載すると共に、あわせて次の書類を提出すること。

(ア) 術前準備のみ実施 術前準備を行ったことが分かる写真

(イ) 開腹まで実施 開腹を行ったことが分かる写真

なお、月間実績報告書は、実績がなかった場合についても提出すること。

6. 再委託について

ア 契約条項第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 手術の実施

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、市の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 7. 特記事項

### (1) 業務完了報告

受注者は委託期間終了後、速やかに様式第3号「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術の実施事業年間実績報告書」を発注者へ提出すること。

### (2) 手術対象猫が、妊娠していた場合や、潜伏辜丸であった場合等、通常の手順と異なる手技を要した場合にかかる費用については受注者の負担とする。

### (3) 手術実施後、手術対象猫が当該手術に起因した受注者の診察及び処置を要した場合にかかる費用については受注者の負担とする。

### (4) その他

ア 受注者は手術の実施に際し次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 獣医師法第21条に基づき、診療簿を作成し保管すること。

(イ) 診療簿には手術対象猫が判別できる写真を添付すること。

イ 獣医療法等関係法令を遵守すること。

ウ 手術により発生した廃棄物は適切に廃棄すること。

エ 通常の手術により発生した手術対象猫の身体上の問題は、受注者及び市は責任を負わない。

オ 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み業務委託契約書第6条の趣旨を踏まえ、この要項の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

カ 委託内容について疑義が生じた場合は、発注者と事前に協議を行うものとする。

キ 結果として手術実績が無い場合もある。

ク 受注者は、本事業に基づいて手術の依頼があった場合、正当な理由なく手術を拒否することはできない。正当な理由なく手術拒否を行った場合は、本契約を解除することがある。

ケ 別紙特記仕様書各項目を遵守すること。

## 8. 担当

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ

TEL : 06-6208-9996

## 特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 手術不適理由書

認定者： \_\_\_\_\_ 様

猫の名前： \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

手術予定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（ ）

上記の猫は、次の理由により、手術不適と判断しましたので、手術は実施せず、返却します。

- 術前検査で \_\_\_\_\_ に異常が認められたため
- 術前検査で \_\_\_\_\_ の疾患が認められるため  
(当該疾患について治療することを勧めます)
- 性別がオスであることが判明したため
- 過去に不妊・去勢手術を実施済みであったため
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

動物病院名

獣医師名

多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術の実施事業  
 月間実績報告書（                      月分）

年    月    日

大阪市健康局長    様

住 所  
 氏 名

多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術の実施事業の \_\_\_\_\_月の月間実績数は次のとおりです。

手術日	実施病院名	匹数 (メス)	匹数 (オス)	小計
月 日		匹	匹	メス    匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	オス    匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	メス    匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	オス    匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	メス    匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	オス    匹
月 日		匹	匹	

合計 (メス)            匹  
 合計 (オス)            匹

多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術の実施事業  
年間実績報告書

年 月 日

大阪市健康局長 様

住 所  
氏 名

多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術の実施事業の年間実績数は次のとおりです。

手術日	実施病院名	匹数 (メス)	匹数 (オス)	小計
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	メス 匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	オス 匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	メス 匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	オス 匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	メス 匹
月 日		匹	匹	
月 日		匹	匹	オス 匹
月 日		匹	匹	

合計 (メス) 匹  
合計 (オス) 匹

@ 25,000円 × 匹 = 円  
@ 18,000円 × 匹 = 円

委託料計 円